

別添

令和7年度ツキノワグマ追跡用軽自動車賃貸借にかかる仕様書

令和7年度ツキノワグマ追跡用軽自動車賃貸借契約については、契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1 賃貸借する自動車

(1) 主要諸元等

- | | |
|-------------|--|
| ア 乗車定員 | 大人4人 |
| イ 排気量 | 660CC以下（過給器の有無は問わない） |
| ウ 駆動形式 | 4WD（パートタイム方式、フルタイム方式は問わない） |
| エ トランスミッション | AT又はCVT（AGSは対象外） |
| オ ボディ形式 | 4ドア以上 |
| カ 最低地上高 | 170mm以上 |
| キ 装備品 | エアコン、パワーステアリング、フロアマット、ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ（ホイールを含む）、運転席／助手席エアバック、FM付カーラジオ（社外品可）、コーナー（リア）センサー（バックカメラ又はバックモニターでも可、いずれも社外品可） |

(2) その他の条件

- | | |
|--------|---|
| ア 走行距離 | 100,000km以内 |
| イ 整備状況 | 良好 ※エンジン、変速機、制動装置、懸架装置、電装品などに、走行不能となりかねない兆候はもとより、動作不良や異音、異常な振動、油脂類の漏れがないこと。 |

(3) 参考車種

- | | |
|------|-------|
| スズキ | ハスラー |
| マツダ | フレア |
| ダイハツ | タフト |
| 三菱 | デリカミニ |

2 契約内容等

(1) 契約内容

- | | |
|---|---|
| ア | 軽自動車2台の賃貸借 |
| イ | 賃貸借自動車の保守、点検、修理その他のメンテナンス（以下「メンテナンス」という。） |

(2) 借入期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(3) 納入場所

鳥取県庁（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）

(4) 納入期限

令和7年4月1日午前10時まで

(5) メンテナンス内容

メンテナンスは、受注者が別途定める基準により実施するものとし、その指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

ア コンディションチェック

(ア) 実施内容（以下の内容については、訪問により点検を行うことができるものとする。）

- | | |
|---|---------------------------|
| a | ブレーキ液、バッテリー液冷却水、エンジンオイルの量 |
| b | エンジンのかかり具合、異音 |

- c ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカーランプ等の点灯、汚れ、損傷
- d ウインドウウォッシャー液の量
- e ワイパーの拭き取り状態
- f ベルト（オルタネーター、パワステ、エアコン）の緩み、損傷
- g バッテリーの腐食等
- h タイヤの空気圧、摩耗・損傷（目視）等
- i ブレーキの踏みしろ

(イ) 実施時期

1か月に1回

- イ 借入期間中の継続検査
 - ウ 法定点検
 - エ 一般整備、一般消耗品（ワイパーゴム、ライトの電球、リモコンキー等電池、ウインドウウォッシャー液等を含む。）の交換又は補充
 - オ 故障修理（エンジンオイル、エアコンガス等の補充、オイルフィルタの交換を含む。）
 - カ バッテリー交換
 - キ ラジアルタイヤとスタッドレスタイヤの履き替え
 - ク 磨耗タイヤ（ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ）の更新
 - ケ 代車提供（事故時を除き、車検、修理で48時間以上賃貸借自動車を使用できないと見込まれる場合）
 - コ 継続検査、法定点検、その他部品交換等を行った場合の洗車及び室内清掃
 - サ 通常走行中におけるタイヤのパンクの修理
 - シ その他安全な走行に必要な点検及び修理
- (6) メンテナンスに含まないもの
- ア 日常点検
 - イ 燃料代、駐車料金、高速道路料金
 - ウ 免責とされる保険事故に係る自動車の修理費用の負担
 - エ 自動車の機能に影響のない感覚的現象（走行時の騒音等）の改善
 - オ 各種通信機、映像・音響機器等の修理
 - カ 特別架装、装備の修理代
 - キ 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
 - ク 自動車を使用できなかったことによる不便さ及び損失等（宿泊代、電話代、休業損失等）の補償
- (7) 賃貸借料に含まれるもの
- ア 自動車取得税
 - イ 自動車重量税
 - ウ 軽自動車税
 - エ 自動車損害賠償責任保険料
 - オ 任意自動車保険料
 - カ 自動車リサイクル料金
 - キ 車両の所有権移転登録に要する費用
 - ク 2の(5)に定めるメンテナンスに要する費用
 - ケ 賃貸借自動車が減失等した場合の自動車検査証の返納に要する費用

3 賃貸借自動車の引渡し

賃貸借自動車の発注者への引渡しは、自動車検査証の交付を受けた後、納入期限日までに、納入場所において行うものとする。ただし、当該日までに引渡しができない相当の理由があると発

注者が認めた場合は、この限りでない。

4 自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中、「所有者の氏名又は名称」は受注者の氏名又は名称とし、「使用者の氏名又は名称」、「使用者の住所」及び「使用の本拠の位置」は次のとおりとする。

- (1) 使用者の氏名又は名称 鳥取県
- (2) 使用者の住所及び使用の本拠の位置 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

5 賃貸借料の支払

- (1) 請求時期 受注者は、賃貸借自動車に係る賃貸借料月額（契約金額を12で除した額）を請求する場合は、当該賃貸借月の翌月初日以降に請求することができる。
- (2) 支払期日 発注者は、賃貸借料の当月分を当月末日から30日以内に支払うものとする。ただし、金融機関のシステム障害等発注者の責めに帰さない事由がある場合はこの限りでない。
- (3) 支払方法 口座振替払

6 事故処理

発注者は、事故により賃貸借車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、受注者の指定整備工場に車両を搬入し、発注者の負担により車両を修理するものとする。ただし、緊急性が高い等、やむを得ない場合は、あらかじめ受注者の承諾を得て、最寄りの整備工場に修理を依頼することができるものとする。

7 その他

- (1) 事故、故障等による修理は、迅速に対応すること。
- (2) 点検、整備を行う場合は、可能な限り公務の支障とならないよう調整すること。
- (3) 点検、整備完了後は、整備結果の内容を速やかに報告すること。
- (4) 発注者は物件の使用前点検は必ずおこなうとともに、使用する際は禁煙とする。また、借入期間中の各月の前半に発注者は受注者に車両を持ち込み、車両の異常について点検を受けること。
- (5) 借入期間が終了した車両は、速やかに引き取ること。
- (6) 法定点検、車検時には、該当車両の保管場所まで車両を引き取りに来ること。
- (7) 自動車製造メーカーの責めによるかし等（リコール等）の不具合が車両に発生した場合は、当該車両が十分に機能し、安全な運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
- (8) 各賃貸借車両に付随するタイヤ（ラジアルタイヤ及びスタッドレスタイヤ）は、受注者の責任において保管する。
- (9) 各賃貸借車両にはスペアタイヤ（スペアタイヤが標準装備されていない車両については後部座席にラジアルタイヤ1本）を装備すること。
- (10) 任意保険は、受注者の負担において加入すること。保証の内容は、対人賠償2,000万円及び対物賠償100万円（免責3万円）を上回るものであること。
- (11) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (12) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
- (13) 自動車の改造、模様替え、規格、性能及び仕様の変更並びに他の物件を取り付ける等の行為は、発注者は、受注者の書面による承諾を得なければできないものとする。ただし、発注者の行う業務に付随する無線機器の取付けについては、この限りではない。